

# ☆『電子的診療情報連携体制整備加算2』 について

## 【施設基準】

- ・オンライン請求、資格確認を行う体制を有しています。
- ・算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数または金額を記載した詳細な明細書を無償で交付しています。
- ・電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
- ・マイナンバーカードの利用についてお声がけ・ポスター掲示を行っており、マイナンバーカード利用率30%に達しています。
- ・マイナポータルサイトの医療情報等に基づき、患者様からの健康管理に関わる相談に応じ、十分な情報を取得し活用して診療を行うことについて当医療機関の見やすい場所及びウェブサイト等に掲載しています。
- ・電子処方箋を発行する体制を令和6年7月から開始します。
- ・厚生労働省が認証する電子カルテ製品を有しています。

◇電子カルテ情報・外部システムを通じた質の高い診療提供を目指しております。

## ☆『ベースアップ評価料Ⅰ』について

当院では、診療報酬改定に基づき、医療従事者の確保と資質向上、および皆様へより質の高い医療を提供するため、「ベースアップ評価料Ⅰ」を算定しております。

## ☆『外来・在宅物価対応料』について

当院では、昨今の物価高騰に対応するため、厚生労働省の規定に基づき「外来・在宅物価対応料」を算定しております。

ご理解の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

黒条内科・消化器クリニック

理事長 大関 康志